

船舶事故調査報告書

令和4年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年1月29日 19時13分ごろ
発生場所	山口県大島瀬戸西口 <small>おおばたけ</small> <small>おおいそ</small> 大磯灯台から真方位320° 100m付近 （概位 北緯33° 57.3′ 東経132° 10.6′）
事故の概要	貨物船さんのうは、東北東進中、沖ノ離岩 <small>おきの はなれ</small> 付近の浅所に乗り揚げた。 さんのうは、右舷船底部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和4年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 さんのう、279トン 143326、株式会社八重垣船舶（A社） 60.19m×10.00m×6.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成30年6月
乗組員等に関する情報	船長 70歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成11年6月8日 免状交付年月日 令和元年5月31日 免状有効期間満了日 令和6年6月7日 航海士 72歳 三級海技士（航海）（旧就業範囲） 免許年月日 昭和52年8月26日 免状交付年月日 令和元年11月20日 免状有効期間満了日 令和7年3月20日
死傷者等	なし
損傷	右舷船底部外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約198cm（大島）
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、空船で、令和4年1月29日11時45分ごろ、積荷の目的で広島県大竹市大竹港沖に向

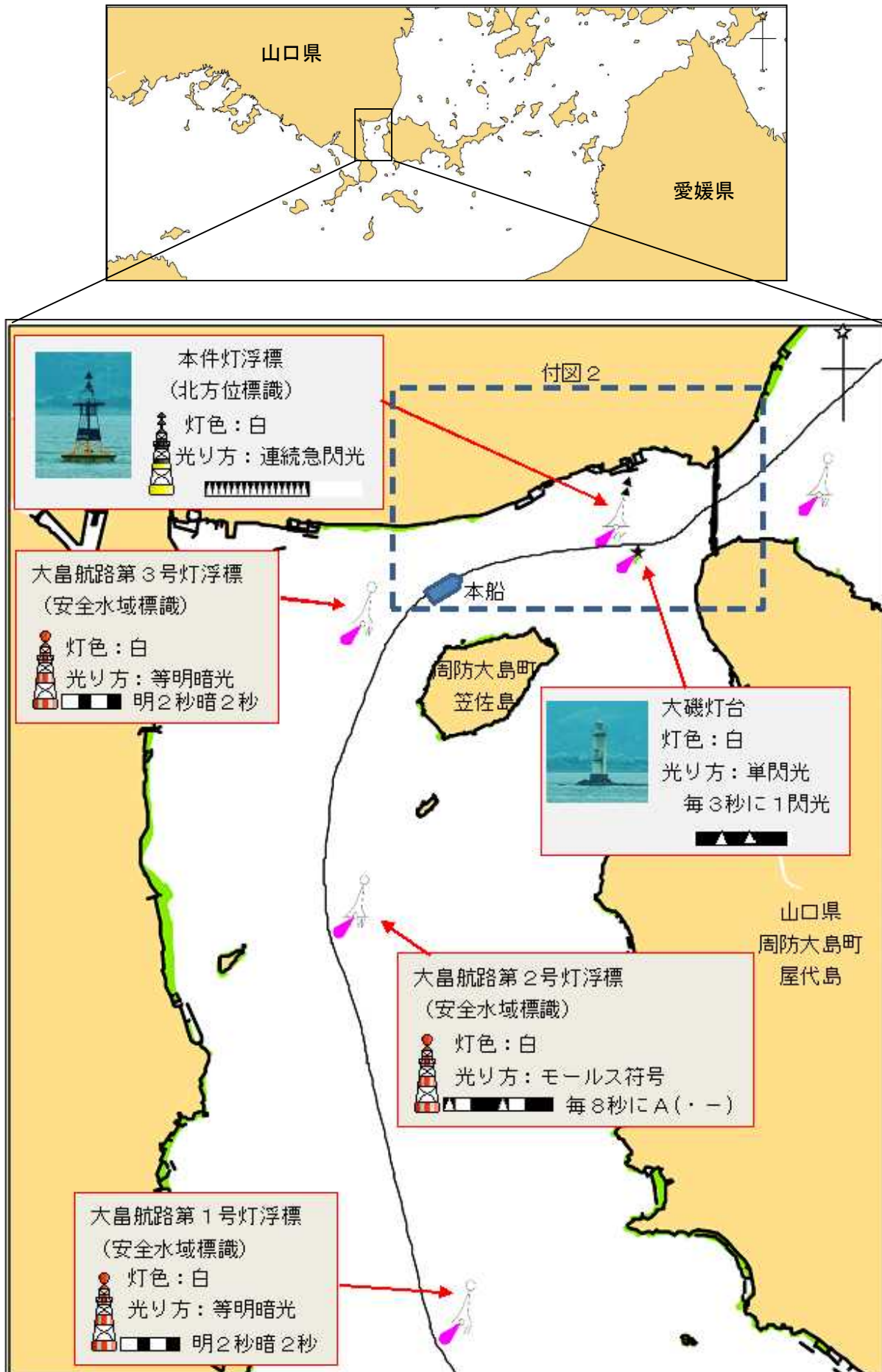
	<p>け、大島瀬戸を経由する予定で、関門港を出港した。</p> <p>本船は、16時ごろ大分県姫島村姫島沖で、航海士が単独の船橋当直に当たり、2台あるレーダーのうち1台の距離レンジを1.0海里としてGPSプロッターの画面を重畳させて起動し、舵輪右舷側に備えられた電子海図情報表示装置（ECDIS）（以下「本件装置」という。）を作動させ、約11ノット（kn）の対地速力で東南東進した。</p> <p>航海士は、山口県周防大島町笠佐島北東方沖で大島瀬戸西口に向け右転したころ、船首方に見えた北方位標識※1である戒善寺礁灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の白く点滅する灯火を水路の中央を示す灯浮標（安全水域標識※2）と思い、水路の右側を航行しようと思い、同灯火の南側に針路を向け目視により航行を続けた。</p> <p>本船は、東北東進中、航海士は、19時13分ごろ二度衝撃を感じ、沖ノ離岩付近の浅所に乗り揚げて通過したことに気付き、衝撃を感じて昇橋してきた船長に乗り揚げた旨報告した。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁に本事故発生をVHF無線で通報した後、損傷状況の調査を行ったうえ、A社に携帯電話で報告してから海上保安庁の指示で山口県柳井市柳井港沖に錨泊し、応急修理後、自力で航行して広島県呉市の造船所に入渠し修理を行った。</p> <p>（付図1 航行経路図、付表1 本船のAIS記録（抜粋）、写真1 航海士の操船姿勢、写真2 本件装置の画面 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>航海士は、船橋左舷後部に備えた海図台に紙海図（W163、W1108）を広げていた。</p> <p>航海士は、大島瀬戸の南方に浅所があることは知っていたが、他船と狭い水域で行き会うかもしれないことなどを考えて、目視による見張りとレーダー監視に意識を向けているうちに、同浅所のことを失念していた。</p> <p>航海士は、本件灯浮標が水路の中央にあったことから、本件灯浮標が水路の中央を示す灯浮標と思った。</p> <p>航海士は、本事故発生海域の灯浮標の種類や光り方を事前に海図や灯台表などで確かめたことがなく、本件灯浮標の白色の灯色で連続急閃光の光り方を見て、同灯浮標の南側に浅所があることを示す北方位標識であることが分からなかった。</p> <p>狭水道の航行について、船員法第10条では、「船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。」旨定められている。</p> <p>船長は、航海士から大島瀬戸通航の当直に就きたい旨の申し出が</p>

※1 北方位標識：標識の北側に可航水域があることや標識の南側に浅瀬、沈船等の障害物があることなどを示す。

※2 安全水域標識：標識の周囲に可航水域があることや標識の位置が航路の中央であることを示す。

	<p>あったとき、航海士から同瀬戸の航行経験がある旨を聞いたこと、以前に無難に来島海峡なども操船していたこと、また、船長と同級免状を受有する年長者からの申し出であることへの配慮もあり、大畠瀬戸での単独当直を任せることとした。</p> <p>船長は、大畠瀬戸を自ら操船していれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、大畠瀬戸西口に向けて東北東進中、航海士が、北方位標識である本件灯浮標を水路の中央を示す灯浮標と思い込み、水路の右側を航行しようと思い、本件灯浮標の南側を航行したことから、沖ノ離岩付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士は、本件灯浮標が水路の中央にあったことから、本件灯浮標が水路の中央を示す灯浮標と思い込んだものと考えられる。</p> <p>航海士は、本事故発生海域の灯浮標の種類や光り方を事前に海図や灯台表などで確かめたことがなく、本件灯浮標の白色の灯色で連続急閃光の光り方を見て、同灯浮標の南側に浅所があることを示す北方位標識であることが分からなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、航海士から大畠瀬戸通航の当直に就く旨の申し出があったとき、航海士から同瀬戸の航行経験がある旨聞いたこと、以前に無難に来島海峡なども操船していたのを見ていたこと、また、船長と同級免状を受有する年長者からの申し出であることへの配慮もあり、大畠瀬戸での単独当直を任せることとしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大畠瀬戸西口に向けて東北東進中、航海士が、北方位標識である本件灯浮標を水路の中央を示す灯浮標と思い込み、水路の右側を航行しようと思い、本件灯浮標の南側を航行したため、沖ノ離岩付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が大畠瀬戸通過時に昇橋して操船指揮をとらなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があるものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、事前に水路調査を十分に行い、航行区域の灯浮標の種類や光り方及び浅所の位置を確認しておくこと。 ・ 船長は、狭水道通過時は、昇橋して操船指揮をとること。

付図1 航行経路図



付図2 航行経路図



付表1 本船のAIS記録 (抜粋)

時刻 (時：分：秒)	船位※		対地針路※ (°)	対地速力 (kn)
	北緯 (° - ' - ")	東経 (° - ' - ")		
19:02:56	33-56-19.3	132-08-50.1	23.4	11.6
19:04:13	33-56-33.2	132-08-56.5	20.9	11.7
19:05:04	33-56-42.5	132-09-01.1	23.1	11.8
19:06:01	33-56-52.3	132-09-07.9	37.4	11.8
19:07:04	33-57-01.1	132-09-17.8	52	11.4
19:08:00	33-57-06.5	132-09-28.6	59.2	11.3
19:09:04	33-57-10.9	132-09-42.5	74.8	11.7
19:10:04	33-57-13.3	132-09-56.3	82.8	11.7
19:11:00	33-57-15.1	132-10-09.1	85.3	11.6
19:12:01	33-57-16.2	132-10-22.9	77.5	11.3
19:13:02	33-57-17.3	132-10-35.8	90.8	6.2
19:14:00	33-57-17.3	132-10-44.0	80.3	6.5
19:15:01	33-57-19.2	132-10-50.9	61.1	5.5
19:16:03	33-57-22.6	132-10-56.5	47.8	6.2
19:17:01	33-57-27.6	132-11-02.5	52.2	8.1
19:18:03	33-57-32.1	132-11-11.6	58.2	8.6
19:19:01	33-57-36.8	132-11-20.1	52.4	8.9

※船位は、船橋上方に設置されたGPSアンテナの位置であり、GPSアンテナの位置情報は、船首から約52m、船尾から約8m、左舷から約8m、右舷から約2mであった。また、対地針路及び船首方位は真方位である。

写真1 航海士の操船姿勢



本件灯浮標

写真2 本件装置の画面

